

特別報告

世界の子どもたち

沢 良世

(ユニセフ広報官)

ただいまご紹介いただきました沢です。今日は比較家族史学会の一〇周年記念のシンポジウムで、世界の子どもについてお話しをする機会を与えられましたこと光栄に思っています。

そして世界の子どもと申しても今更言うまでもないことですが、世界にはだいたい一八〇位の国があります。それがそれぞれの国で子どもたちは違った状況の中で住んでいるということ、また一つの国の中でも階層や地域によって、随分恵まれた子どもがあればそうでない子どももいるというのが現状です。

そこで、今日はその一八〇ヶ国の中から私の勤めておりますユニセフが活動している国、すなわち発展途上国の子どもたちについて、私がこれまで見聞したことを、又日頃考えていることをお話したいと思っています。

ユニセフは現在一二八の国で活動しています。その仕事の目的とは保健とか、教育の分野で子どもの命を、成長を守るといふこととですけれども、そのユニセフが仕事の規模を決めるとき判断

の基準が三つあります。それは子どもの死亡率の高さ、それから子どもの数の多さ、それから貧しさがあります。ですから国が貧しくて、子どもの人口が多くて、また子どもの死亡率が高い国がまず優先されます。そしてまた、この三つの基準はそれぞれの国の子どもがおかれている立場、あるいは権利の保証がどのようになっているかということを理解する上でも非常に参考になる指標だとユニセフは考えています。これまでのお話しの中でも子どもの権利条約について、皆さんいろいろご指摘になりましたけれども、世界の子どもについて考える場合にもやはり子どもの権利条約で世界はどういうふうになっているかと考えてみるのが非常に有効だと考えます。現在なんらかの形で子どもの権利保障、子どもの権利というようなことをうたっている国際条約は既に八〇位あると言われています。これは労働に関する条約でありますとか、保健、教育、人権などいろいろな条約ですけど、その中でだいたい八〇位のものが子どもの権利保障について言及しているということです。

では、それほどたくさん子どもの権利を守る道具があるのに何故今更新しい条約を作って特別に子どもの権利を保護しなければならぬのか、何故そのようなことをしようという考えが出てきたのかという疑問がわくと思います。この子どもの権利条約の草案作りは一九七九年国際児童年を前にして提案されたアイデアです。その頃から命とか、健康とか、成長を脅かす問題が非常に複雑化し、ボーダレス (borderless) に、そしてグローバル (global)

になってきた。そして一国だけでなく、とても自分の国に住んでいる子どもの命とか、健康を守ることができないそのような状況がだんだん認識されてくるようになってきたわけです。例えば武力紛争、それに伴う難民の問題、あるいは貧困、海外からの債務の問題、そして私達がよく知っている環境汚染、どれをとってみましても、例えば日本の子どもだけが安全であればよいという状況というのは、もはやなくなってきています。ですからそのような中で子どもの未来を約束するためには、やはり国際協力が必要であるということ、今世界の子ども全体を対象にした投資をすることが必要なのではないかという考え方から、この条約作りが進められたと思います。実際にこの条約の草案作りにかかわった方には政府の関係者、国連の職員、またヨーロッパを中心にしたNGOの代表の方がいますが、それらの方々がこの条約によってどのような形で子どもの権利を守ってゆこうと考えたかということに次に簡単に説明したいと思います。

まず第一に総ての人間に保障されている権利は、子どもにも保障しようということです。例えば総ての人間にわたる私達が人権として理解していることは、年齢に関係なく子どもにも保障しなければならぬ。例えば拷問の禁止とか、名前とか国籍をもつ権利は子どもにも保障しようという子どもの権利を守るうえでの最低基準です。

第二番目は子どもであるという特別な状況——子どもというのは成長する段階にあるわけですから、それぞれの年齢の段階によ

って大人に保障されている基準を、今よりもレベルアップする必要があるのではないか、より高い基準を設ける必要があるのではないかという考えです。例えば雇用条件、労働条件とか、刑法の問題などがこの中に含まれるかと思っています。

そして三番目には子どもだからといって基準を高くするというだけでなく、更に子どもにだけ特別保障しなければならない権利があるだろうという考えがあります。例えば初等教育を受ける権利ですとか、両親との関係を規定した権利とかが考えられます。

ですから子どもに人間一般に対する権利プラス、より基準が高くなった権利、更に子どもだけに主に適応される権利という三つの権利を保障してゆこうという考えから草案作りが進められたと聞いております。そしてここで大事なことは、子どもというのは半人前だとか、未成年であるとか、未熟であるとかということから権利も少なくてよいというわけでなくて、むしろ成長の過程にあるのだから、より多くの、より高い権利を保障してゆくべきではないかという考え方を背景にして、この条約の草案作りが進められたことです。

そして五四条からなるこの条約は、具体的には四つの観点から総合的に権利を保障しようとしています。まず第一番目は子どもには、皆死なない権利といいますが、生まれたら必ず生きて行く権利が保障されるべきだという考えです。そのためには、母親が子育ての知識をもっているということ、きちんとした医療サービスが受けられること、栄養が充分にあるということなどがいろいろ

ろ含まれると思いますけれども、まず子どもは死なないということが第一です。

第二番目には子どもたちがすこやかに育つ権利、発達する権利、そういう機会を奪われてはならないという考え方があります。

そして第三番目は子どもというのは保護されなければならないということです。保護という場合、この条約には二つの考え方が現れていると思います。一つは総ての子どもにとって必要な保護、例えば搾取からの保護とか、虐待されない、そういう保護です。

それに加えて、例えば私達は特に困難な状況にある子ども（という言い方をしておりますけれど）、特殊な状況にある子どもたちの保護が考えられます。例えば難民の子どもでありますとか、戦争をしている国の子ども、あるいは少数民族の子ども、そういう子どもたちに特別の保護をしてゆこうというという考え方、これが三番目です。

そして、四番目は、よく日本でもいろいろなおりに取り上げられていますが、意見表明の権利でありますとか、意見を聞き入れられる権利とか、参加する機会ということです。以上四つの種類の権利が総合的に保障されて、子どもたちは初めて子どもとして成長していけると、そのための道具として、この条約を活かしてゆこうという観点に立っていると思います。

さて、話を世界の子どもというふうに移しますと、現在この地球上には日本の人口の五〇倍弱である人間が住んでいます。その内の七七％が発展途上国に住んでいますが、これは大人も子ども

も含めた数で、五歳未満の子どもの数に限って言えば、その八五％が発展途上国の子どもです。日本では最近一人の女性が生涯に産む子どもの数が一・五四になったということが、非常に大きな話題になってきていますけれども、例えば発展途上国では平均五人とか、六人とか、七人の子どもを産む、そういう国がたくさんありますし、また地域によっては一人の女性が生涯に一〇人以上の子どもを産むことが何ら珍しくないというふうな地域もあるわけです。

少しそれますけれども、子どもの権利条約との関係で日本の一部の政府の方が、これは発展途上国のもので日本には関係ないというふうに言われますけれども、この条約が世界の総ての子どもを対象にしているということであれば、その対象にしている子どもたちの大半が発展途上国の子どもだということも事実だと思っています。私達は一年間に一四〇〇万人の五歳未満の子どもたちが簡単な病気とかで死ぬという統計を出していますが、その内の九八％までが発展途上国の子どもであり、死因の第一が下痢です。そしてはしか等のような簡単な病気で死ぬことが非常に多いことや、発展途上国の子どもの三分の一は栄養不良であるということ、これらの理由としては、もちろん単に貧しくて食糧がないということもありますけれども、その大半は、例えば親の知識が足りなかったり衛生環境が悪くて、直ぐに下痢をするといった状態に置かれているということにあります。一説では毎晩一億人位の子どもがおなかをすかして食べるものもなく、床についているのではないかと

いうふうに言われる、そのような状態があるのです。

では日本はどうかといえ、日本はすべてよいというわけではないでしょうけれども、死なないか、死ぬかといった根源的な観点にたてば、日本は子どもの死亡率が世界で最も低い国です。そして五歳未満の死亡率をとりましても出生一〇〇〇人中五人と、アンゴラとかアフガニスタンでは三〇〇〇三七〇人位ですから、やはり恵まれていると思います。それから、後進国と違って日本中どこへ行っても、どんな社会階層の子どもであっても、同じように予防接種を受け、同じように低い死亡率で、下痢で死ぬということはありません。

発展途上国の場合は地域の差が非常に大きいと同時に、階層の差が非常に大きいのです。例えば都市部の子どもは比較的よいけれども、農村にいれば駄目とか、あるいはお金持ちの子どもはよいけれども貧乏な子どもは医療も受けられない状態があります。又男女の差が非常に大きいというのも発展途上国の特徴だと思います。例えば食べ物を食べる時にも男の子から食べさせる、学校に行かせるにも男の子からと、そういうふうな格差が歴然としているのは悲しい事実です。

今幾つかの発展途上国の特徴を全体的に話しましたがけれども、やはり発展途上国では子どもが犠牲になる状況というのがいたる所に溢れていると思います。例えばしょっちゅう起こる地震、洪水、干ばつ等の天災によって死ぬ子どもたち、あるいは生きる権利が奪われる子どもたちが非常に多いのです。戦争をはじめとす

る武力紛争も子どもたちの命を脅かします。そして貧困……、例えば教育の機会が与えられているかどうかというようなことだけを考えてみましても、世界には初等教育が受けられない子どもたちが一億人以上いると言われています。たぶんこの子どもたちは読み書きの出来ない大人になってしまいうだろうということ、それからとて学校に行けたとしてもその学校には教材、教科書があるわけでもないし、せいぜい黒板が一つあるだけということ。教育の内容も別に先生がきちんと教育を受けて、それをカリキュラムに沿って教えているわけではないという状態です。

また多くの国で先生方の給料が払えないために、先生方は自分が食べていかなければならず、皆うちでアルバイトをしているというのです。私も最初それを聞いた時には塾でも開いているのかな、ここでも受験戦争があるのかなという感じでしたけれども、よく聞いてみますと、食べられないからうちで豚を飼っているとか、ベランダで鶏を飼って卵を産ませ、たくさん採れば売って生活の足しにしていると、たまたま時間があけば学校に行つて教えるという話でした。このようなことはぜんぜん珍しくないのです。それから又子どもといえども必要な労働力なので、例えばネパールでは一四歳未満の子どもの二人に一人が現金収入を得るために働いていますし、ベトナムでは昼は来られないので夜間の小学校を開いて夜の七時から九時ぐらい迄勉強させていると、やはり七つ八つの子どもです。それから夜になると疲れて眠いと、それで勉強したいと、皆一所懸命手で目を開けて勉強していると、そう

いう状況の所がたくさんあります。それでも学校に行けないよりはいいと思うのです。

私が実際に見た例としてはモザンビークの村では村を襲撃したゲリラが去って直ぐ大人が集まって学校を作ったのですが、学校といってもそれこそ先生をやっとどこからか連れて来るぐらいで、教師が二人で生徒が四三八人だとうやうや教えてるのだろうと思いました。それでも学校があるということが、すごく素晴らしいと……そういう状況の所がたくさんあります。

それから非常に大きな問題として、先程も申し上げましたけれども女の子が差別されているということがあります。やはり成人の識字率が非常に低いということ、特に女性の識字率が低い、読み書きができない母親が非常に多いという状態からも、子どもの発達の権利が奪われて行くと思います。

私が今まで行った国はそれほど多いわけではないのですけれども、やはり貧乏であること、国に資源がないということ、いろいろのことが子どもの権利保障を妨げているのですけれども、やはりなんといっても戦争とか、武力紛争による犠牲、それよりも恐ろしいものはないと考えられます。現在も武力紛争が続いているアフリカのモザンビークとか、アンゴラや、つい最近湾岸戦争のあったイラクとか、それからずっと前に戦争が終わったけれども、まだその後遺症から立ち直れないベトナムとか、そういう国もあります。また隣の国が戦争しているということも、周辺の国にかなり大きな犠牲を強いるということもあります。これはアフガニ

スタンの戦争に隣国として立ち合わせたパキスタンなどがいい例だとも思いますけれども。その国の状況がどういふところにあったとしても、やはり戦争が子どもに及ぼす影響、子どもの権利を脅かすといふことはどこでも本場に同じだと思えます。戦争の犠牲者も圧倒的に民間の犠牲が増えていきますし、その中の子どもも割合といふものが年々増えて来ています。たとえば織田信長の時代の戦争であれば、実際の戦争の当時者が死ぬとかその家族が悲しむといふことで終わったかもしれないけれども、第一次世界大戦の時の民間人の非戦闘員の死亡者、犠牲者といふのが、だいたい五〇％位、それが第二次世界大戦では半分以上が民間人、そしてベトナム戦争になると八〇％に広がり、そして中東戦争・湾岸戦争などでは九〇％位が民間人ではないかと言われています。そういうふうな中で子どもの権利が侵害され、子どもが犠牲になっているわけですから。誰か侍さんが二人来て殺し合えばそれで済むという時代が済んでしまったわけですから。この戦争の被害の長期化することも非常に深刻です。例えばアンゴラとか、モザンビークというようにもう独立戦争以来三〇年も何十年も戦争が続いている国、そしてその戦争の中で、例えば子どもたちがゲリラによって兵隊にされたたり、あるいは親を殺されたりして精神的障害を負うということが非常に多いのです。それからまたベトナム戦争のように例えば枯れ葉剤を撒いた結果、ベトナム・ドクちゃんのような子どもが出来るとかそういうこともあります。それからカンボジアのように、まだ三〇〇万とか五〇〇万という数の地雷が埋まってい

て苦しんでいる所も、子どもが犠牲になっていると思います。カ
ンボジアでは今、現在難民が三七万人も国境にいます。

私が聞いた話で一番ショックだったのは今母親になっている女
の人達が親の愛情を経験することなく育って、親になってしまっ
たので子どもに対して、どういうふうにして愛情を示していいか
わからないと、そして子どもが病気になるっても、例えば熱が出た
らこうしたらいいのではないかと教えてくれる親もいないと、そ
して結局どうするかという子どもがちょっと泣いたり、具合が
悪そうだったりすると道に捨てて行くとか、そういう子どもが三
〇万人もいるのです。これは戦争の被害の長期化というこ
とが子どもにも悪影響を及ぼしているわけです。

それから戦争の被害が国際化しているということ、広域化して
いるということも非常に深刻だと思います。一つの例が現在一七
〇〇万人いる難民です。この人達、例えばアフガン難民の場合、
難民キャンプに産まれて、大人になって、まだ難民キャンプに住
んでいるというふうな人達がいるということ。それから、例えば
出稼ぎの収入に頼っている人達が非常に多いわけで、そういう人
達が、例えば出稼ぎ先をなくしたときには、その経済が破綻して
しまうことがあります。このいろいろな例が一つ非常に、明確に
現れているのが湾岸戦争でした。イラクがクウェートを侵略して
そしてクウェートの子どもたちはもちろん戦火の中を逃げ惑った
わけですが、その後イラクの子どもたちが他国籍軍の爆撃
にあいました。またビンポイント爆撃では発電所などが壊されま

したが、発電所を壊すということは単に電気がこないというだけ
でなくて、水の浄化システムが壊れてしまうことです。したがっ
てきれいな水が出て来ないだけでなくて、下水道などがきちんと
機能しないから、町中汚水が溢れ、そしてそのような中で子ども
たちは暮らしているわけですから、直ぐに下痢をする等の病気に
なっても、今度は経済封鎖していますから病院に行っても薬はな
いと、赤ちゃんが産まれても飲ませるお乳がないと、しょうがな
いから、お母さんはお砂糖水を飲ませている、お砂糖水を飲ませ
ていますと、蛋白質不足になって皮膚がボロボロ落ちていくと、
そういうふうな状況に子どもたちはおかれたわけです。これは当
事国二つですけれども、隣国ヨルダンの例をとりますと、難民が
入って来るのでヨルダン自身がパンクしてしまうということ、ま
だ難民であれば国連機関から援助を貰えるのですが、ヨルダンの
人は貰えない。これだったら難民の方がまだましではないか、そ
こでまた紛争が起こるようになる、これは別に湾岸戦争だけでな
く、ミャンマーからの難民が来ているバングラディシュでも起こ
っていることです。難民の方が食糧がたくさんあるといった状態
です。

また湾岸戦争の事例ですが中東にはバングラディシュやフィリ
ピン、パキスタンからたくさんの方が出稼ぎに行っており、バン
グラディシュでは国家収入のかんりの部分を出稼ぎの収入に頼っ
ています。そういう人が戦争によって収入の道を断たれてしま
うと、もともと貧しいところにお父さんがお金を送って来ないので、

一家はもうどうしようもなくなると、そういうふうな形で戦争の被害が子どもにも降りかかって来るわけです。戦争の負担とは物理的破壊、精神的・社会的後遺症、そしてそれらプラス高い軍事支出で社会的な予算が削減されると、子どもたちがますます犠牲にされると、これは戦争の場合も貧困の場合も同じだと思います。

つい最近日経新聞でお茶の水女子大学の原ひろ子先生が次世代育成力という表現を提唱しておられるのを読みました。社会の中に子どもを育てる力を養い、蓄える視点が非常に重要であり、次世代を育成する力が社会の中で充分機能出来るかどうか、そういうご指摘であったというふうに理解したのですけれども、やはり子どもの権利が守られるために、そしてこの条約がうまく機能するためには、世界的スケールで次世代育成力を養うことが大切ではないかと思えます。

で、この次世代育成力に関して私がネパールの看護婦さんから聞いたお話をしたいと思います。彼女は福島県の郡山で一年間の研修を受けてネパールの国立小児病院に勤めているという人でした。このサーティさんに「ネパールの子どもの死亡率は非常に高い、日本は子どもの死亡率が非常に低いけれども、どこに違いがあると思いますか？」と尋ねたところ、彼女は即座に「お母さんです」と言うのですね。例えば日本だったら子どもが病気になる、お母さんは育児書を見るとか、親戚の人に相談するとか、ありとあらゆる方法によって、どの程度悪いか知っているのですけ

れど、ネパールではお母さんがまず病気の症状についての知識をもっていない、またお母さんは読み書きできないから育児書を調べて参考にすることもできない。子どもの様子が変だなと思っているうちに、だんだん具合が悪くなり病院に運び込んだときは手遅れで、子どもはだいたい病院で死んでしまう。そうしたら今度はお母さんは病院という所は病気を治す所ではなく、殺す所だからと絶対病院に近付きたくないというふうに思っ、ますます子どもたちに対する医療が出来なくなるといってお話をしておられました。やはりそういうふうなところは社会全体に改革をして変わっていかない限り、子どもの権利というのも守られないのではないかと、というふうに思うわけです。

一つ私と考えますのは、例えば子どもがいて、その子どもの周りにコミュニティがあつて、コミュニティの周りに国があつて、国の周りに世界があるというふうに考えますと、例えば日本の子どもにとっても、その全部が大切なものと同じように、バングラデイシュの子どもにも、アフリカの子どもにも、全部のユニットといいましようか、そういうようなものが必要だと思つてわけです。ですから例えば今日は子育てというようなテーマがついていますが、もしお母様方にユニセフからお願い出来るのとすると、そういうユニット全体が次世代を育成する力であつて、そのどこかが欠けても駄目なのだというところ、日本の子どもたちにとって全体が必要であると同じように、やはり他の国の子どもたちにも必要である、また日本の子どもたちが大きな地球とか、世界とか、

国の中で暮らしているのと同じように、他の国の子どもたちもそのような中で暮らしているのだということ、例えば私には関係ないことだというふうに考えずに、よりグローバルな視点といいますが、世界の中の私というか、そういうふうな見方というものをおりにふれて話し合っていたらと考えます。

そしてそうすることによって、一つの家族の中で、あるいは一人の子どもの中にグローバルな考え方や視点が育つこと自体が地球全体の次世代育成能力を高めて行くのではないかと考えています。